

岩倉市寝具丸洗乾燥事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし老人等が、毎日使用しているふとん及び毛布（以下「寝具」という。）の丸洗乾燥又は乾燥（以下「丸洗乾燥」という。）を行い、在宅福祉と保健衛生の向上を図る岩倉市寝具丸洗い乾燥事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、事業の一部を市長が適当と認める者に委託するものとする。

2 前項の規定により市長から委託を受けた者は、利用者の寝具の丸洗乾燥を、年3回実施するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、岩倉市に住所を有する満65歳以上の者で、現に本市に居住している次の各号のいずれかに該当する在宅のものとする。

(1) 市が認定したひとり暮らし老人

(2) 岩倉市在宅ねたきり老人等介護者手当支給条例施行規則（平成12年岩倉市規則第11号）第2条に規定する常時ねたきりの状態にある者

(3) 前2号の状況に準ずる者で、市長が必要であると認めるもの

(申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市寝具丸洗乾燥事業申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、岩倉市寝具丸洗乾燥事業決定通知書（様式第2）又は岩倉市寝具丸洗乾燥事業却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更等)

第6条 事業の決定を受けた者は、住所等の変更があったとき又は事業

の利用を中止しようとするときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

岩倉市寝具丸洗乾燥事業申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所

氏 名

（対象者との続柄）

（電話番号）

岩倉市寝具丸洗乾燥事業実施要綱第4条の規定に基づき、寝具丸洗乾燥事業を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 受給資格者

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	岩倉市		
状 況	1 ひとり暮らし老人 2 常時ねたきりの状態 3 その他（ ）		

2 自宅略図

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市寝具丸洗乾燥事業決定通知書

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のありました寝具丸洗乾燥事業の利用については、下記のとおり決定します。

記

1 受給資格者

氏 名

生年月日 年 月 日

住 所 岩倉市

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市寝具丸洗乾燥事業却下通知書

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました寝具丸洗乾燥事業の
利用については、下記のとおり却下します。

記

却下理由